令和８年度宮城県外国人介護人材資格取得支援事業に関する **質問** と **回答**

	質 問 内 容	回 答
問１	勤務予定の外国人介護職員は対象となるか。	従事予定者の場合は、介護業務に従事することが予定されており、研修終了後、実績報告書提出時点まで（研修終了後1か月以内）に雇用されていることを条件とします。 なお、申請時に、採用通知書及び労働条件通知書の添付が必要です。
問２	昨年度実務者研修を修了して、今年度国家試験を受けるが、補助金の対象となるか。 （例：実務者研修を令和7年8月に修了 国家試験を令和9年1月に受験）	**対象外**です。 対象となるのは、補助金の交付を受けようとする年度内に受講を修了したものに限ります。 令和8年度の補助金を受ける場合は、令和8年4月１日から令和9年3月31日の間に修了する必要があります。 （参照：事業手引き2(2)1(5)ロ）
問３	実務者研修に付随する講座も受けているが、その分は対象となるか。	付随する講座が、実務者研修の受講料相当額と区分できるときは、実務者研修の受講料分のみが対象になります。 【例①　付随する講座が補助の対象となるケース】 ・実務者研修＋介護福祉士合格指導コース　100,000円 ⇒補助対象：50,000円(100,000円×補助率1/2) （後者の「介護福祉士合格指導コース」単体の講座はなく、 実務者研修分：80,000円　介護福祉士合格指導コース：20,000円のように区分することができない） 【例②　付随する講座が補助の対象とならないケース】 ・実務者研修　80,000円 ・試験直前対策講座　20,000円　計：100,000円 ⇒補助対象：40,000円(80,000円×補助率1/2) （後者の「試験直前対策講座」単体でも受講可能であり、実務者研修と区分することができる） （参照：事業手引き2(2)1(3)）
問４	分割払いをしていて、支払いの完了が来年度の予定だが、補助対象となるか。また、分割払いの手数料分は補助対象となるか。	申請年度内に支払った部分のみが補助対象となります。受講料の支払いは、補助金の交付を受けようとする年度内に完了するようにしてください。 また、手数料は補助対象外です。
問５	研修受講料を法人が全額支払いをしている場合で、領収書の名義が個人になっていますが、必要書類はありますか。	法人が個人あてに支払いをしていることの確認できる書類を提出してください。（任意様式）
問６	2名採用し9月と12月と別の時期に研修を受講させる場合、申請は別にするのか。	2人分の合計額で交付申請書を提出してください。実績報告書は2人目の研修が修了した後１か月以内にまとめて提出してください。
問７	交付申請書を提出し交付決定通知があった後に、新たに職員を採用し、研修を受講させる場合は、変更承認申請書を提出すればよいのか。	交付決定額より増額となる変更承認申請は認められません。 受付締切後に予算額に余裕がある場合は、二次募集を行う場合もありますので、その際は、交付申請書を別途提出してください。（二次募集開始の際は別途 HP にてお知らせいたします）

問8	交付申請書を再度提出する場合は、納税証明書を改めて添付する必要があるか。	既に提出済みの納税証明書のコピーを添付いただいて構いません。
問9	交付申請書を再度提出した場合、実績報告書は、1枚にまとめてよいか。	実績報告書は、交付決定通知書ごとに提出して下さい。
問10	事業計画書に記載した実務者研修が指定事業者の都合で中止となった場合はどうすればよいか。	中止となった時期と補助金申請手続きの段階との関わりで取扱いが異なるため、速やかに宮城県長寿社会政策課へご連絡願います。
問11	介護事業所を運営する法人が設置する研修施設での実務者研修の受講は可能か。	可能です。ただし宮城県から介護福祉士実務者養成施設の指定を受ける必要があります。
問12	実務者研修が令和9年3月31日までに修了するものの、修了証の交付が令和9年4月にずれ込む場合は対象となるか。	修了証の交付が令和8年4月になった場合でも、令和9年3月31日までに研修を修了していれば対象になります。
問13	出席日数不足による補講や不慮の事故等により、令和9年3月31日までに実務者研修の修了が見込めない場合はどのような取り扱いになるか。	令和9年3月31日までに研修を修了していなければ原則対象外となります。 ただし、やむを得ない事情による補講など、数日の遅れであれば、対象となる場合もありますので、宮城県長寿社会政策課へ詳細をご連絡願います。
問14	補講を受ける際の費用は、研修受講料として認められるか。	補講費用を、法人又は受講者が支払っている場合は、認められます。ただし、交付決定通知後の増額は認められません。 （参照：事業手引き７ 留意事項（２））
問15	代替職員を雇用しないため、人件費は発生しないが、計画書の人件費欄には0と記載することになるのか。	代替職員の雇用の有無に関わらず、定額を交付します。このため、3万8千円×補助対象となる受講者数の額を記入して下さい。
問16	介護以外の業務（経理や営業など）を行わせることはできないとされているが、サービス提供責任者の事務補助（電話応対補助、PC入力業務等）を行わせることは可能か。	事務補助は介護以外の業務に当たりますので、補助の対象とはなりません。 【対象業務】介護業務 【対象外業務】ケアマネジャー業務、リハビリテーション業務、看護に関する業務及び福祉用具販売・貸与業務、サービス提供責任者の事務補助（電話応対補助、PC入力業務等）、経理や営業
問17	新規雇用者が介護福祉士実務者研修受講中に自社の他事業所に配置転換することは可能か。	研修受講期間中は、事業計画書に記載された施設（事業所）等において介護の仕事に従事していただく必要があります。他事業所に配置転換になる場合は、変更承認申請書を提出して下さい。なお、配置換え等により介護業務以外に携わる場合は、補助の対象外となります。
問18	実務者研修の受講料の支払いはどのようにするのか。	原則として、事業者が申込み、受講料を直接、研修事業者に支払うこととします。なお、領収証は事業者が関係帳簿とともに実務者研修の受講完了年度の翌年から５年間保管してください。

問19	補助基準額12万円を超える費用は事業主が負担するのか、それとも自己負担になるのか。	研修受講料に係る補助基準額１２万円を超えた部分は、事業主（法人）・介護職員（個人）負担どちらが負担いただいてもかまいません。 なお、事業計画書に記載する際は、実際に支払った研修受講料を記載願います。
問20	研修受講中に離職（退職）した場合の対応について。	実務者研修の修了が補助金支給の条件となるため、修了できなくなった時点で補助対象外となります。 この場合は、補助金交付要綱の様式3号により中止（廃止）承認申請書を提出してください。